

## (仮称) 曾野木地区市営住宅跡地等施設整備事業 基本協定書 (案)

(仮称) 曾野木地区市営住宅跡地等施設整備事業 (以下「本事業」という。) に関して、新潟市 (以下「市」という。) と●、●、●、●、●との間で、以下のとおり基本協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

### (定義)

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。なお、本協定中、次の各号に掲げる用語以外の用語の定義は、本事業の募集要項等による。

- (1) 「構成企業」とは、本選定手続により、本事業の事業実施者として決定した●、●、●、●、●で構成するグループを個別にまたは総称していう。
- (2) 「代表企業」とは、構成企業を代表する企業である●をいう。
- (3) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、市と構成企業との間で締結される、(仮称) 曾野木地区市営住宅跡地等施設整備事業事業契約をいう。
- (4) 「契約期間」とは、事業契約の締結日 (効力発生日) から本事業の完了までの期間をいう。ただし、本事業の完了日以前に事業契約が解除された場合または事業契約上の規定に従って終了した場合は、事業契約の締結日 (効力発生日) から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (5) 「本選定手続」とは、本事業に関して実施された公募型プロポーザル方式による事業実施者の選定手続をいう。
- (6) 「提示条件」とは、本選定手続において、市が提示した一切の条件をいう。
- (7) 「募集要項等」とは、本選定手続に関し、令和元年10月18日に公表された募集要項、業務要求水準書、事業者選定基準、提案様式集、その他募集要項と合わせて公表された資料及び募集要項の公表後に、これを補足するものとして公表された資料 (公表後の変更を含む。) 並びに募集要項の公表後に受け付けられた質問に対して市が行った回答及び回答とともに公表された資料をいう。
- (8) 「本件提案」とは、募集要項に基づき、構成企業が令和2年1月●日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式、その他構成企業が事業契約締結までに市に提出する一切の書類をいう。
- (9) 「コミュニティ施設等」とは、コミュニティ施設及びコミュニティ施設用地に係る外構 (駐車場・駐輪場含む) をいう。
- (10) 「保育園等跡地」とは、曾野木保育園・鐘木会館跡地及び第二曾野木保育園跡地を総称していう。

(趣旨)

第2条 本協定は、本選定手続により、構成企業が本事業の事業者として選定されたことを確認し、市と構成企業の間における事業契約の締結に至る本事業の円滑な実施に必要な諸手続き等について定めることを目的とする。

(基本的合意)

第3条 市及び構成企業は、市と構成企業との間の事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に協議するとともに、最善の努力をする。

2 構成企業は、本選定手続において、提示条件を遵守のうえ、市に対して本件提案を行ったものであることを確認する。

3 構成企業は、本件提案の一部が提示条件に合致しない場合には、提示条件の内容が優先すること及び本件提案の内容が提示条件に合致するか否かについては、市がその裁量によりこれを判断することを確認する。

(業務の受託、請負)

第4条 本事業に関し、構成企業は、コミュニティ施設等の設計・建設・工事監理をはじめ、統合保育施設及び保育園等跡地に係る各業務について、それぞれ事業契約の規定に基づき担当するとともに、業務を誠実に行わなければならない。業務を第三者に行わせる場合であっても、事業契約に定める条件を遵守するとともに、業務の全部を第三者に行わせてはならない。

(事業契約)

第5条 事業契約は、募集要項等において提示した業務について、構成企業が提示条件を遵守のうえ、募集要項等の規定を満たすサービスを提供することを目的として、事業契約書(案)に従い、本件提案に基づき、市と構成企業との間で締結されるものとする。

2 市が、本件提案の一部について、提示条件に合致しないと合理的に判断する場合には、構成企業に対し、係る判断の対象となった本件提案の該当事項を特定し、係る判断の根拠の要旨を付してその旨通知する。この場合、構成企業は、当該事項について市と協議する。当該協議により、本件提案の一部が提示条件に合致していないことを原因として追加費用が生じた場合には、当該追加費用は構成企業の負担とする。

3 市及び構成企業は、事業契約に関し、提示条件及び本件提案によっても不確定な事項については、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らして協議するものとする。

4 市及び構成企業は、事業契約についての協議完了後、令和2年●月頃を目途に事業契約を締結するものとする。

5 市及び構成企業は、事業契約の締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

- 6 事業契約の締結までの間に、構成企業のいずれかの企業が、募集要項において提示された参加資格要件を欠くことになった場合は、市は、事業契約を締結しないことができる。ただし、かかる場合であっても、市は、やむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く構成企業の変更又は追加を認めた上で、事業契約を締結することができる。

(準備行為)

第6条 構成企業は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関するスケジュールを遵守するために、市と協議のうえ、市の承諾を得た事項について、準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、構成企業の費用における準備行為に協力する。

(事業契約不調の場合における処理)

第7条 構成企業の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合(第5条第6項による場合を含む。)、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用はすべて構成企業の負担とするほか、構成企業は連帯して、コミュニティ施設等の整備に係る提案額に事業契約に至らないことが確定した時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の10に相当する金額の違約金を市に支払うものとし、他方、市は何らの責任も負わない。

2 事由の如何を問わず、構成企業の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする他、市と構成企業との間には、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

3 事業契約の締結に至らなかった場合において、構成企業は、公表済みの書類を除き、本事業に関して市から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、構成企業は、本事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、構成企業は、返却した資料等の一覧表及び廃棄した資料等の一覧表を市に提出するものとする。

(賠償金)

第8条 構成企業は、事業契約締結後において、本選定手続に関し、第5条第6項の事由が生じたときは、市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、連帯して、コミュニティ施設等の整備に係る提案額に第5条第6項の事由が生じた時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の20に相当する金額を市に支払う。契約期間終了後も同様とする。

2 前項の場合において、市が被った損害の額が前項の賠償金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について構成企業に損害賠償請求を行うことができる。

(秘密保持)

第9条 市及び構成企業は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして、これを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命じられた場合、構成企業が相手方に守秘義務を負わせたうえで、本事業に関する資金調達に必要かつ合理的な範囲で開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本協定の変更)

第10条 本協定は、当事者間全員の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約の契約期間の終了時までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第7条、第8条、第9条及び次条の規定の効力は存続する。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第12条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判は、市の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と構成企業の間で協議して定める。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、市及び構成企業の代表企業が本書各自1通を保有する。その他の企業においては、写しを保有する。

令和元年●月●日

市 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市  
新潟市長 中 原 八 一

構成企業 代表企業

●●●●

●●●●

代表者氏名

●●●●

●●●●

●●●●

代表者氏名

●●●●

●●●●

●●●●

代表者氏名

●●●●

●●●●

●●●●

代表者氏名

●●●●